

支部ニュース

2019 年 1 月 No.542

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202 号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- | | | |
|--|-------------|---|
| ●当面、参議院選挙まで頑張ろう・・・・・・・・・・・・・・・・ | 支部長 小部 正治 | 1 |
| ●第 47 回支部総会 正念場を迎える 9 条改憲 支部総会を決起の場に！ | 幹事長 野澤 裕昭 | 2 |
| ●団東京支部 新人歓迎学習会を実施しました・・・・・・・・ | 事務局次長 大住 広太 | 3 |
| ●笑いコンビ「四ッ谷姉妹」衝撃のデビュー秘話！？・・・・・・・・ | 青龍美和子 | 4 |
| ●東京地評「第 12 回東京働く者の権利討論集会」に参加して・・・・・・・・ | 中川 勝之 | 6 |
| ●城北法律事務所 映画&トーク 「沖縄スパイ戦史」上映会・・・・・・・・ | 田場 暁生 | 7 |
| ●「2・2 東京教育集会 2019」にご参加を・・・・・・・・ | 事務局長 平松真二郎 | 8 |
| ●12 月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 9 |



当面、参議院選挙まで頑張ろう

支部長 小 部 正 治

- 1 新年明けましておめでとうございます。

1月4日に、安倍晋三首相は、「具体的な改正案を示し、国民的な議論や理解を深める努力を重ねていくことが国会議員の責務だ。」と述べ、通常国会に9条に自衛隊を明記することを含む自民党の憲法改正4項目を提出し、国会発議を行うことに改めて強い執念を示しました。明文改憲の「正念場」の年です。



- 2 安倍首相は、昨年の臨時国会前にも、自民党の憲法改正4項目を憲法審査会に「提出」せよと号令をかけ、「日本会議」の主力メンバーや首相側近を自民党改憲推進本部長等にすえたり衆院憲法審査会の幹事に入れ替えるなどの「改憲シフト」を整えました。しかし、立憲民主・国民民主・無会・共産党・自由党・社民党の6会派は「野党は共闘」のスローガンのもと一致して「改憲シフト」に対峙し、「提出」を許しませんでした。野党共闘と3000万署名をはじめとする市民の運動の成果です。

- 3 通常国会中に国会発議を実現することは極めて難しいでしょう。3月までは予算案の成立が最重要課題とされています。また、4月7日、21日には統一地方選挙の投票日が入っています。さらに、5月1日の新天皇の即位が予定され様々な儀式が予定されています。今まことしやかに言われている「5月連休後の国会発議」論にしても6月25日ころまでの約50日で、しかも参院選前の通常国会は延長はしないという不文律から、衆参両院で各3分の2の国会議員をもって発議するには極めて窮屈な日程と言わざるをえません。

そうはいつても、安倍首相は、憲法改正に関する祖父以来の「野望」を持っておりの国会発議の可能性のある限り、憲法審査会の頻繁な開催やその他のあらゆる奇策や裏技を用い、あるいは正面突破を強行することも考えられます。

- 4 今年の参議院選挙では、前回（6年前）自民党が「大勝」しているので議席を減らすことは確実と言われています。これに加えて、32の一人区に関しては「野党は共闘」のスタンスで候補者を1人に統一しかつ「本気の共闘」が実現するならば、3年前以上の成果を得る可能性は十分にあります。その結果、自民党・公明党の政権与党で3分の2の議席を取ることができなければ、明文改憲の企ては少なくとも3年間は棚上げになります。

したがって、安倍首相が衆参同時選挙をぶつけて「野党共闘」を破壊しようとする対応策もささやかれています。

- 5 当面、今年7月の参議院選挙まで国会発議を阻止するために、できることを取り組んでいきましょう。同時に、7月の参議院選挙では、憲法明文改憲に反対する候補者を1人でも多く選出するために尽力し、選挙活動をする必要となるでしょう。皆様が、各地域・分野で、各持ち場で、期待される役割を果たされるよう、お願いいたします。

団東京支部第 47 回支部総会

正念場を迎える 9 条改憲 支部総会を決起の場に！

多数の団員のご参加をお願いいたします。

幹事長 野 澤 裕 昭

安倍首相は、1 月 5 日、「憲法改正を含めた新たな国づくりに挑戦する 1 年にしたい」と語っています。彼は、2020 年に新憲法を施行すると公約しており、そのためには今年中に改憲発議をする必要があります。まさに、今年は 9 条改憲阻止の正念場といえます。

こうした情勢のなかで支部総会では、改憲阻止のためにどうたたかうかを最大のテーマとしました。国民の中に「専守防衛賛成」「自衛隊は必要」と考える国民も少なからず存在します。そういった層にもリーチを伸ばした運動をするためには、安保法制（＝戦争法）のもとで侵略性・攻撃性を増した自衛隊の実像を明確にすることが鍵となります。安保法制のもとで変貌した自衛隊を憲法に明記すれば平和憲法が変質することは間違いありません。

そこで、総会では、①半田滋氏（東京新聞論説委員）に安保法制後変貌する自衛隊の実態を、②平和子氏（2016 年に提訴した南スーダン PKO 派遣差止訴訟の原告）に自衛隊員の家族の心情を、③内藤功団員に同訴訟の現状報告をそれぞれお話しいただき、安保法制下の自衛隊の実像を浮き彫りにしたいと思います。また、改憲阻止のために忌憚のない議論をしたいと思います。

是非、多くの支部団員、事務局員の参加をお願いいたします。

【内容】

講師 半田滋氏（東京新聞論説委員）「安保法制下の自衛隊の現状」（仮題）
平和子氏（南スーダン PKO 派遣差止訴訟原告）「派遣差止訴訟を提起した思い」（仮題）
内藤功弁護士（同訴訟弁護団）「派遣差止訴訟の現状と課題」（仮題）

日時：2 月 22 日（金） 午後 1 時開始

2 月 23 日（土） 午後 1 時終了（予定）

場所：ホテル KKR 熱海（静岡県熱海市春日町 7-39）

参加費：	全日程参加	17,000 円（1 泊 2 食 会議費含む）
	夕食懇親会まで参加	14,000 円（夕食懇親会 会議費含む）
	夕食懇親会から参加	15,000 円（1 泊 2 食 会議費含む）
	会議のみ参加	3,000 円

団東京支部 新人歓迎学習会を実施しました

事務局次長 大 住 広 太

12月20日、新規自由法曹団入団（予定）の新人を対象とした学習会・歓迎会を開催し、7名の新人が参加しました。講師として、笹山尚人団員、中川勝之団員、水口瑛葉団員に、弁護団事件や労働事件と団員としての活動についてお話しいただきました。

笹山団員は、福島原発訴訟（浜通り・いわき訴訟）について、原発事故被害がいかに広範かつ深刻で、複雑な問題をはらんでいるか、そして、そのような未曾有の被害に対して、自由法曹団をはじめとした法律家のネットワークを駆使し、社会の情勢を見ながら常に先進的取組みを行う公害訴訟の哲学をもって、裁判内外で闘争を進めることの難しさと醍醐味を話してくださいました。

中川団員は、労働事件を題材に、訴訟等での個別の権利救済はもちろん、その後の労使関係をどう構築していくかを考えながら事件に取り組むことのやりがいをお話してくださいました。また、ご自身の東京支部での経験をもとに、年越し派遣村後の街頭労働・生活相談、石原オリンピック阻止のコペンハーゲン宣伝等、「東京支部の風を吹かせる」活動の面白さもお話しいただきました。

水口団員からは、HPV訴訟について、製薬会社や国という巨大な相手と闘うことや、他国では未だ規制されていないという従来の薬害訴訟と異なる困難さ、そのような困難に対し、団員の先輩方が構築してきた経験や哲学をもって取り組み、深刻な被害に対して恒久対策や被害者へのサポートを求める活動のやりがいをお話してくださいました。

終了後の懇親会には、新人7名を含め17名が参加し、感想の交流や今後の抱負などを語り合いました。新人からは、各団員の話聞き、自身も団員として様々な問題に取り組みたいなど、頼もしい発言もありました。

今後も東京支部としては、若手の活動を支援していきますので、引き続きご協力をお願い致します。



お笑いコンビ「四ッ谷姉妹」 衝撃のデビュー秘話!?

東京法律事務所 青 龍 美 和 子

2018年12月1日、東京法律事務所9条の会は、「憲法改正の国民投票！？護憲派に必要な10のこと」をテーマに、本間龍さんとfusaeさんにお話をいただきました。本間龍さんは、元博報堂の広告マンでした。メディア規制の観点から国民投票法の問題点を明らかにし、積極的に発信しています。fusaeさんは、大阪市の住民投票で橋下維新と対決し、勝利した経験を持つ市民です。普段はアクセサリー

等の雑貨制作やカフェを営業しています。お二人のお話の内容はとても素晴らしく、その詳細は東京法律事務所ブログに掲載しました。ぜひ、お読みください（「東京法律事務所ブログ」で検索してみてください）。

今回は、その前座をつとめたお笑いコンビ「四ッ谷姉妹」を紹介します。

ある秋の昼下がり、私が事務所のお菓子コーナーに向かってウロウロしていたところ、同じ事務所の先輩・岸松江弁護士に直面しました（岸松江弁護士のデスクはお菓子コーナーのすぐ近くなのです）。その時ちょうど、岸松江弁護士と私は、同じヘアスタイル（おかっぱ）で、同じような服装をしていました。私たちはお互いに「似ている」と思いました。しかも、あの人気お笑いコンビ「〇〇ヶ谷姉妹」に！そして、岸松江弁護士の発案により、〇〇ヶ谷姉妹をモデルに、憲法「改正」の問題をわかりやすく伝える漫才をしよう、東京法律事務所は四ッ谷にあるので「四ッ谷姉妹」にしよう、という運びになりました。



昼夜を問わずネタを考え、台本暗記の猛特訓を経て、本番当日を迎えました。当初参加者数の減少が危ぶまれましたが、「〇〇ヶ谷姉妹」が来る！という噂が広がったのか、当日は100名以上の参加で会場いっぱいでした。事務所の所員、参加者のみなさんから温かく見守られ、好評だったと思います。参加者からのアンケートにも、「四ッ谷姉妹よかった」「またやってほしい」などの感想がちらほら。まだ出演オファーが殺到するには至っていませんが、事務所の新年の「たより」トップ記事でも紹介してもらい、売り込みを強化したいと考えています。

それでは、以下、「四ッ谷姉妹」のネタの一部を紹介します。

【憲法9条に自衛隊を書き込むって、どういうこと？】（消費税増税のネタと、税金の使い途のネタを話した後に続きます。）

青龍：消費税増税の前に安倍さんは憲法もかえようとしてるんですよ。

岸松江：いろいろ変えて、せわしないわねえ～。何を変えるの？

青龍：一番の目玉は憲法に自衛隊を書き込むことなんですよお～。

岸松江：じゃええええ？

青龍：お姉さん、顔だけじゃなくって耳も良くなったんですねえ～。

（耳の近くで）じゃええええじゃないですよ！自衛隊！

岸松江：鼓膜が…自衛隊？なんで？

青龍：災害救助で頑張っている自衛隊が憲法違反と言われるのはかわいそう、とか言ってます。

岸松江：災害救助で頑張ってるのは消防隊や海上保安庁もいるけど、一緒に書き込まないの？

青龍：いや自衛隊だけみたいですよお～。

岸松江：じゃああのスーパーボランティアの尾畠春夫さんも書き込んでほしいわあ～。山の中で二歳の男の子助けた、赤はちまきの人。

青龍：私はお姉さんのことも憲法に書き込んでほしいけれど、どうも自衛隊だけみたいですよお～。

岸松江：でもなんで自衛隊だけ？

青龍：憲法違反といわれるのがかわいそうって。

岸松江：そんなにかわいそうなの？

青龍：かわいそうというか、憲法違反って言われないように、これまで防衛に徹します、必要最小限の規模でやります、海外派兵はしませんって、歯止めがあったんですよ。

岸松江：じゃあその歯止めがなくなっちゃったら、世界じゅうに派遣されるのね？そっちの方がかわいそうじゃない。南スーダンだってたいへんだったでしょうにい。

青龍：そういえばあー、安倍さんのところで、日報を黒塗りにして、「戦闘」じゃない「武力衝突」だって言って、南スーダンに自衛隊を送りましたねえ。そもそも「戦闘」と「武力衝突」って、どう違うのかしらあ？

岸松江：「おばさん」と「ばばあ」のちがいはないわよね。

2人合わせて：はい、よ〜つやし〜まい〜♪（ハモる）

いかがですか？労働組合や民主団体などでも誰でも真似できるように、台本も提供します。四ッ谷駅前では毎月実施している「9の日宣伝」での路上デビューも！？どうぞ期待！

東京地評「第12回東京働く者の権利討論集会」に参加して

東京法律事務所 中 川 勝 之

私が弁護士登録した2007年から始まった東京地評の権利討論集会も早12回で、私も2、3回位以外、参加してきました。

例年、学者の先生による全体会（記念講演）と4つの分科会（概ね、非正規労働、労働組合、争議、メンタルヘルス）があり、今回（2018年12月8日）は下記のテーマでした。

<全体会>

「格差社会と労働組合〜今、私たちに求められるもの〜」（石川康宏神戸女学院大学教授）

<分科会>

第1分科会「非正規労働者の権利闘争と組織化」

第2分科会「要求前進、権利擁護のために」

第3分科会「職場のメンタルヘルス不調 予防と対策」

第4分科会ワークショップ「職場を変える47のレシピ」



今回の注目分科会は何と言っても第4分科会です。「職場を変える47のレシピ」の監訳者の一人である菅俊治団員が直々に助言者となるもので、ワークショップが権利討論集会に初デビューとなりました。

私は第2分科会の助言者を担当しました。日本ロール支部、日テレ労組、東京医労連、福祉保育労

及び出版ネットの5つの単産・単組から取り組みの経験が報告・討議されました。上手く行っている話もありましたし、そうでない話もありました。労働組合の活動は使用者に最低限の法令を遵守させるだけでなく、労働条件を向上させるという役割もありますが、これは使用者との力関係によります。そのためにいかに組合員を増やすか、活動を強めていくか、大変ではありますが、やりがいのある取り組みでもあります。助言者の役割を果たせたかは分かりませんが、私も勉強になりました。

順番は前後しますが、今回は全体会が非常に勉強になりました。講師は「若者よ マルクスを読もう」シリーズの共著者の一人、石川康宏先生です。

最初に米国の中間選挙に触れて民主党の進歩派、社会主義の認識の変化等の話がありました。その後、「少し根本のところから」ということで、①資本主義の社会と労働者、②日本における資本主義の発展、③現代日本社会の支配の特徴、④「労働者運動」の発達の歴史という柱が紹介され、マルクス（ご承知のとおり、2018年はマルクスの生誕200年でした）の学説のエッセンスが分かりやすく説明されました。日本における資本主義につき、戦前に資本主義が確立し独占資本主義・国家独占資本主義となり、戦後に国家独占資本主義が再編されたという通説的見解については、実態からして疑問と話されました（レーニンの影響による限界・制約のようです）。

そして、封建的な戦前から運動を超える世界最先端の憲法が出来たものの、憲法実現の主体として国民は未熟で、労働組合運動の確立も遅れ、戦後日本のジェンダー格差（貧困）も存続した話は分かりやすかったです。裁判例の紹介もありました。レジュメ（パワーポイント）には「唐津赤十字病院の定年差別裁判判決（77年）「女子の55歳の生理的機能は男子の70歳に匹敵するとされている」とありました。先生は、どうやってそのようなことが証明されたのか、その辺に杖ついて歩いている70歳のおじいちゃんと買い物かご持って歩いている55歳の主婦をたたかわせてみれば良い、一発でおじいちゃんは倒れ、主婦はほこりを落として平然としているというような話があって爆笑でした。その後、裁判例を調べると、当該判示は、「成立に争いのない乙第四八号証（骨組織の加齢に関する研究）、第五〇号証の一、二（筋力の性差について）、第五一号証（血液学における加齢の問題）、第五二号証（加齢による視覚単純反応時間の変化）、第五四号証（女子の定年制）、第五七号証の一、二（日本人の体力）によると、女子は骨格、筋力、赤血球数、血色素量、反応時間等からみてその体力は男子に比して劣っており、二五種の生理的機能検査の結果を平均値で年齢毎に表わすと、女子は五〇歳から五五歳までの間において生理的機能が著しく低下し、五五歳の女子の機能は七〇歳以上の男子のそれにほぼ等しいものとされていることが認められる。」というものでした（佐賀地方裁判所唐津支部判決昭和52年11月8日、男子60歳、女子55歳を整理基準とする病院の間接部門従業員に対する整理解雇が正当とされた例）。私は男性と女性とでむしろ逆ではないかと思ったのですが、こうした判決が平然と世に出されていたことには驚きました。

話は具体的で面白くまだまだ聞きたかったのですが、最後は駆け足になってしまっていて残念でした。先生は、毎日学ぼう、「学ばない幹部に指導される組織は不幸」、組織の質は幹部の質とまとめ、最後、世間には学ぶに値する本がたくさんあると言って、本のスライドを見せ、「全部私の本です」と会場大爆笑で終わりました。

分科会が終わった後は、各分科会の参加者から若干の報告があり、閉会挨拶がありました。例年、閉会挨拶は団支部幹事長の担当ですが、今回は何故か私の担当でした。参加者は約80名と少なかったようですが、労働組合の方が多数来られていますし、大変勉強になるので、皆さんもお越し下さい。

城北法律事務所 映画&トーク「沖縄スパイ戦史」上映会

城北法律事務所 田 場 暁 生

あけましておめでとうございます。自由法曹団東京支部のみなさま、ご無沙汰しています。
さて、本ニュースにチラシを同封しましたが、2月1日、城北法律事務所主催で映画「沖縄スパイ戦史」上映会を行います（城北事務所は東京法律事務所などの足元にも及びません一足元には及んでいるかもしれませんが、たまにはこういう企画なども行ってがんばっています）。沖縄戦では、沖縄本島北部でゲリラ戦やスパイ戦などに10代の少年たちが動員されましたが、それを組織し、「秘密戦」のスキルを仕込んだのが「陸軍中野学校」出身者でした。中野学校出身のメンバーはどのように沖縄にもぐりこんだのか、そのことによってもたらされた悲劇は何か。映画では、今まで知られることのなかった衝撃の事実があぶりだされます。映画はさらに、南西諸島への自衛隊増強や、日本軍の残滓を孕んだままの「自衛隊法」や「野外令」「特定秘密保護法」の危険性など現代の問題にも斬り込んでいきます。

当日はあわせて、琉球新報の記者で、ワシントン特派員、昨年知事選取材班キャップなどを歴任し、最近の同紙特集「沖縄フェイクニュース」の発案などもしたアイディアマン滝本匠さんのトークも企画しています。ぜひ、ご参加いただければと思います。

なお、玉城デニー氏の沖縄県知事選への立候補に伴い、4月に衆院沖縄3区の補選が行われます。その選挙に、私や猿田佐世弁護士が設立した政策提言やワシントン等へのロビーングなどを行うシンクタンク・新外交イニシアティブ（ND）評議員の屋良朝博氏が（オール沖縄の枠組みになるでしょう）立候補することになりました。ぜひこちらも、ご支援、ご注目ください。

あ、1月11日（金）開催の東京新聞の望月衣塑子さんなどが登壇するシンポのチラシ（ND主催）も同封しましたのでぜひぜひ。

つらつら書き連ね失礼しました。また、数年後に投稿させていただくかもしれません（笑）。今年もよろしくお願いいたします。

城北法律事務所映画&トーク「沖縄スパイ戦史」

日時：2月1日 18時開場 18時30分開演（21時終了予定）

場所：IKE・Biz としま産業振興プラザ 6階

（東京都豊島区西池袋 2-37-4 旧池袋勤労福祉会館 池袋駅西口徒歩5分）

参加費 500円（会場代として）予約不要

ゲストスピーカー 滝本匠さん（琉球新報東京支社報道部長）

「2.2 東京教育集会 2019」ご参加を！

事務局長 平 松 真 二 郎

第1次安倍政権の下で1947教育基本法が改悪されてから12年が経ちました。2018年度から小学校で、2019年度から中学校で教科化された「道徳」の授業がはじめられ、2020年から小学校で、2021年から中学校で、2022年から高等学校で新学習指導要領が施行されるなど、第2次安倍政権が誕生してから、国やグローバル企業に奉仕する人材を育成することを目指した教育制度改変が続いています。

「どの子も人間として大切に育てられる」教育を進めるために、「お金の心配をしないで安心して学校に通いたい、通わせたい」と高校生や保護者が運動を続けたり、「夜間定時制をなくさないで」と署名集めをしたり、「子どもたちによりよい教科書を」と展示会に足を運び教科書に目を通し学びあう市民の行動が始まったりと様々な取り組みが行われてきました。こうした取り組みは「だれの子どもも殺さない」「戦争法の廃止を求める」運動、核兵器の廃絶を願う取り組み、沖縄新基地建設を許さない取り組み、9条改悪に反対する3000万署名の運動と響きあい、重なりあって、「子どもたちを戦場に送らない」たたかいへと広がっています。こうした各地の取り組みの輪を広げるために「2.2 東京教育集会 2019 実行委員会」(団支部も実行委員会に入り、支部長が集会呼びかけ人になっています。)主催で、「憲法を生かし子どもたちの未来に平和と民主主義の社会を取り戻そう」をテーマに、「2.2 東京教育集会 2019」が開催されます。

この間、安倍政権は、道徳の教科化の本格実施、教育勅語の容認、政府見解を押し付ける検定基準の「改訂」、保育所・幼稚園の段階から愛国心を押し付ける「改訂」、愛国心をもつことを要求する学習指導要領の「改訂」など、積極的に戦争する国に変えていくための人材づくりとして教育への介入を強めているところです。集会を成功させ、安倍政権にNO!!をつきつける大きな運動へと広がっていきましょう！

【日時】2019年2月2日(土) 13:00 開場, 13:30 開会 (16:30 終了予定)

【場所】竹ノ塚地域学習センター・ホール

(東武スカイツリーライン竹ノ塚駅東口徒歩8分)

- 【内容】＜ミニ学習タイム＞■これからの憲法学習について
■オスプレイは、東京にも日本にもどこにもいない
■中学校での性教育について
■子どもたちの「育ってほしい10の姿」って？
- ＜リレートーク＞■「日の丸・君が代」裁判と都立学校の現状
■足立区新田学園の課題規模問題
■教育環境を考える～安全・安心の学校を～
■「校則」を高校生と一緒に考える
■障害児雇用水増し問題と障害児学校
■武蔵村山市での「道徳」の教科書採択へのとりくみ

12月幹事会議事録

1 国内外の情勢

(1) 国際情勢

(2) 国内情勢

- ・12月10日、臨時国会日閉幕。結局、憲法審査会への改憲案提示できず。安倍改憲シフトが裏目に。安倍首相会見「(2020年新憲法施行の)気持ち変わらない」

- ・通常国会(1月25日開会)で提案する(萩生田自民幹事長代行)。公明は今のところけん制する態度(山口代表「20年の東京オリンピック前には改憲について合意を熟成していく政治的



余裕は見出しがたい」北側一雄(公明)(11月21日)「来年通常国会で改憲発議「あり得ない」」。

- ・国民投票法改正案から審議に入り、憲法審で自由討議を開いて改憲案提示という段取りか。

⇒ 10月以降安倍一強の状況は変わりつつあるが、顧みることなく既成事実を積み重ねていつている。公明党は前回選挙で票数、議席を減らしているのに、安倍改憲スケジュールにそのまま乗るわけにはいかないのではないか。普通に考えれば発議が難しい状況に追い込まれている。

- ・12月14日、沖縄辺野古新基地埋め立て強行。

- ・12月18日、ホワイトハウスのWBサイト上の請願署名、12月8日からわずか10日で10万を超える。辺野古埋め立て作業を県民投票まで停止するようトランプ大統領に求める内容。米ハワイ日系4世が始める。署名が30日以内に10万を超えると米政府は60日以内をめどに何らかの回答をする規定になっている。

- ・来年2月24日、辺野古移設の是非を問う県民投票。賛否何れかの投票数が投票資格者の4分の1に達した場合、知事はその結果を首相と米大統領に通知する。宮古島市、宜野湾市、石垣市は県民投票に反対する意見書採択。

- ・12月18日、新防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(2019~23年度)閣議決定。対中国を念頭に攻撃力増強。自主防衛、積極防衛が柱。いずもを空母化、F35Bステルス戦闘機を念頭に105機、長距離巡航ミサイル導入。これにより防衛費は5年で27兆円を超える。他方、社会保障は自然増分を1200億円圧縮。

2 憲法

(1) 3000万人署名(団支部5万人目標)

- ・現到達点 3万4833筆。前回より約400筆の伸び。少しずつだが伸びている。

- (2) 「平和の樹を切るな」リーフレットを発行（10月19日）
初刷り2万部，11月2万部増刷。文章，イラストを修正した（資料）。

3 都政問題

(1) 新宿区立公園デモ規制問題

11月11日の区長選でデモ規制反対派区長候補が落選。
団支部としての取り組み アンケート分析その他。

(2) オスプレイ米軍横田基地配備

- ・10月5機，24年頃までにCV22・10機配備。佐賀空港に陸自がMV22・17機。
CV22＝低空飛行・夜間飛行に優れ，敵地潜入が得意。
MV22＝離島での有事，災害時に隊員を運ぶのを想定。
- ・9月19日，配備反対の幹事会声明
- ・10月27日，オスプレイ配備反対東京大集会

4 支部各PT

(1) 団支部セクハラ対策PT

- ・団員，事務局アンケート実施。
今後の方針を支部総会までに中間報告する。

(2) 若手対策PT

- ・12月20日，新人歓迎会で若手企画実施。
今後，期ごとの集まり等企画して若手のニーズを把握する。

<当面の日程>

【沖縄県民投票の勝利と基地問題（仮称）】

- 日時：1月13日（日）14時～16時30分
- 場所：新宿農協会館・大会議室（東京都渋谷区代々木2-5-5 JR新宿駅南口徒歩5分）
- 主催：オスプレイ反対東京連絡会
- 講師：瀬長沖縄統一連事務局長

【安保破棄中央実行委員会主催学習企画 日米地位協定について】

- 日時：1月14日（月・祝）11：00～16：00
- 場所：ラパスホール

【東京教育研究集会全体会】

- 日時：1月18日18:15～
- 場所：南大塚ホール（北千住）
- 講師：荻上チキさん

【総がかり行動実行委員会・全国市民アクション】

- 日時：1月19日（土）14：00～15：30
- 場所：国会議員会館前（東京共同センターは参議院議員会館方面）
- 主催 総がかり行動実行委員会・全国市民アクション

【東京教育集会 2019】

- 日時：2月2日 13:00～
- 場所：竹ノ塚地域文化センター
- 主催：東京教育集会 2019 実行委員会

全国弁護士グループの先生と職員の間さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの特長共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引2.5%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時も、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の補償率で就業不能による就業不能も補償**します。

＜月給保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引2.5%、
補償期間1年、補償率30%（補償率特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最大70歳まで長期に補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- 所定の補償率で就業不能による就業不能も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数的上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜月給保険料表＞ 団体割引2.5%、保険期間1年、補償率30%（補償率特約セット、
対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

※本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取次代理店＞ 株式会社宏栄

〒107-0062 東京都港区有楽山1-10-3 日本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時30分から午後5時まで）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公認開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（GJNK18-08897、平成30年11月6日）